日産婦医会発第 332 号
2024 年 12 月 9 日

都道府県産婦人科医会 会長　殿

公益社団法人　日本産婦人科医会
会長　　石渡　勇
（公印省略）

「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」

（周知依頼）

平素より本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 110 号）が交付されました。令和 5 年 4 月より、人工妊娠中絶実施報告票に人工妊娠中絶のための薬剤の投与の有無の欄が設けられていますが、記載をより明確にする観点から、改正を行うものです。

今般の改正は、報告内容の統一を徹底することを趣旨とされており、令和 7 年 4 月 1 日以降に報告を行う際には、新たな様式を使用いただくこと。とされています。

なお、新様式につきましては会員各位がダウンロードできるよう、日本産婦人科医会ホームページに掲載する予定です。

貴会長におかれましては、会員の皆様に周知していただきますようよろしくお願いします。

〔添付資料〕
・事務連絡【日本産婦人科医会宛】
・（別添）【通知】母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について
・官報「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令」
・改正後様式【別記様式第十三号（二）】
・医会追記_改正後様式【別記様式第十三号（二）】

事　務　連　絡
令和６年12月６日

公益社団法人　日本産婦人科医会　御中

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（周知）

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）別記様式第13号による報告票（以下「人工妊娠中絶実施報告票」という。）の「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を改訂し、人工妊娠中絶薬の定義及び当該欄に記載する際の注意事項を追記する母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第〇号）が公布されたところです。

令和７年４月１日より改訂された新たな人工妊娠中絶実施報告票を使用いただくため、別添のとおり、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛に通知を発出しておりますので、内容を御了知いただき、貴団体におかれては、貴管下の会員への周知をよろしくお願いいたします。

こ成母第７２２号
令和６年12月６日

各（都道府県知事／保健所設置市長／特別区長）殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第110号。以下「改正府令」という。）が別添のとおり公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

第１　改正府令について

１　改正の趣旨

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づき、人工妊娠中絶を実施した医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、都道府県知事に届け出る必要があり、その届出は、規則別記様式第13号による報告票（以下「人工妊娠中絶実施報告票」という。）によらなければならないこととされている（規則第27条）。

令和５年４月より、人工妊娠中絶実施報告票に人工妊娠中絶のための薬剤の投与の有無の欄を設けているところ、記載をより明確にする観点から、所要の改正を行うものである。

２　改正の内容

規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票の「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を改訂し、人工妊娠中絶薬の定義及び当該欄に記載する際の注意事項を追記したこと。

３　施行期日

令和７年４月１日から施行すること。

第２　留意事項

特に以下２点については、報告を予定される貴管内の医療機関及び施設等にも周知いただきたい。

・人工妊娠中絶実施報告票「人工妊娠中絶薬の投与の有無」は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤だけでなく、妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を使用した場合においても、「有」と記載いただくこと。
・今般の改正は、報告内容の統一を徹底することを趣旨としており、令和７年４月１日以降に報告を行う際には、新たな様式を使用いただくこと。

【添付資料】

（別添）官報「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第 110 号）

○内閣府令第百十号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を実施するため、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号（二）を次のように改める。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　年　月分）

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都　郡　区 道　市　町 府 県　支庁　村	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月　日	(6) 該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由			
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　無
(10) 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無			有　無
備考			

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　　年　　月分）

(1)	人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2)	人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　　年
(3)	人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都　郡　区 道　市　町 府 県　支庁　村	(4)	人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5)	人工妊娠中絶を実施した月日	月　　日	(6)	該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7)	人工妊娠中絶を受けた理由				
(8)	人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　　無	(9)	人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　　無
(10)	人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無				有　　無
備考					

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を〇で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬(ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。

赤枠が改正箇所

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　　年　　月分）

(1)	人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2)	人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　　年
(3)	人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都　郡　区 道　市　町 府 県　支庁　村	(4)	人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5)	人工妊娠中絶を実施した月日	月　日	(6)	該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7)	人工妊娠中絶を受けた理由				
(8)	人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　無	(9)	人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　無
(10)	人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無				有　無
備　考					

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を〇で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。